

資料1 記入例(製造事業者用)

届出製造事業者報告書の記入要領(事業区分:タクシメーター以外、自重計以外)

届出製造事業者報告書

(A) 令和 xx 年 4 月 15 日

経済産業大臣 殿

(B) 報告者 住所
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
東京都〇〇区〇〇1丁目2番3号
東京xx計量株式会社
代表取締役 △△ △△

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

xx年度	事業の区分	(C) 質量1、ガラス温度、自動車等、圧力2	届出の年月日	(D) 平成5年11月1日	整理番号	空欄のまま
工場(事業場)名及び所在地		(E) 東京xx計量(株)〇〇工場 〇〇区〇〇1-2-3 下記のとおり	登録商標又は経済産業大臣へ届け出た記号		(F)	
(G) 特定計量器の種類		製造個数 (H)	修理個数 (I)	工場(事業場)別内訳 (工場(事業場)を2以上有する場合に限る。)		
				工場(事業場)名	製造個数	修理個数
① 電気式はかり		20	100	東京xx計量(株)〇〇営業所 〇〇区〇〇1-2-3	①20 ②5 ④5	①100 ②0 ④80
② その他のガラス製温度計		10	0	東京xx計量(株)〇〇営業所 〇〇区〇〇2-3-4	②5	
③ 自動車等給油メーター		10	50	東京xx計量(株)〇〇営業所 〇〇区〇〇3-4-5	③10	③50
④ その他アネロイド型圧力計		10	100	東京xx計量(株)〇〇営業所 〇〇区〇〇4-5-6	④5	④20
⑤ 資料2の特定計量器の種類を記入		()	()	別紙に記入可		
⑥		()	()			
⑦		()	()			
⑧		()	()			
⑨		()	()			
⑩		()	()			

備考

- 報告書は、当該年度終了後30日を経過する日までに提出して下さい。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。表計算・ワープロソフトを使用して報告書を作成いただいても差し支えありません。事業場の記入欄が足りない場合は、この用紙を複写したものを又は別紙で作成して可。
- 複数の事業区分が届出されている場合でも、同じ報告書により作成できます。その場合、報告書の記入要領と「資料3 特定計量器の種類、事業の区分」の事業の区分欄及び表下の注記に配慮して下さい。
- 計量法施行規則第103条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類による(資料3参照)。

届出製造事業者に関する問合せ先(部署名が長い場合には書類が郵送できる範囲での省略名称として下さい。)

部署名・担当者名	(担当者名は記入して下さい。部署名は本報告書提出案内の送付先部署と異なる場合に記入して下さい。)		
郵便番号 住所	(本報告書提出案内の送付先住所と異なる場合は記入して下さい。)		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

項目	内容
A 報告日	◆この報告書の提出日を記入して下さい。
B 報告者	◆製造事業者の届出者を記入して下さい。住所は事業届出住所(登記上の本店住所)を記入して下さい。 ◆責任者や工場長等による報告をする場合、届出者名(代表者名)の下に報告者名(「報告者 ○〇工場長 △△ △△」等)を記入して下さい。
C 事業の区分	◆届出の事業区分を記入して下さい。「資料3」の「事業区分」欄の名称(資料3記載の略称でも可)。 ◆複数の事業区分を届出されている場合であっても、同じ報告書により作成して差し支えありません。この場合、特定計量器の種類欄の記載順序は、資料3の「事業区分」に合わせて下さい。(「F 特定計量器の種類」の説明欄を参考)
D 届出の年月日	◆製造事業者を届け出た日付(東京都計量検定所が届出を受け付けた日付)を記入して下さい。 ※この欄は、報告書の提出日ではありませんので、ご注意ください。 ◆平成5年10月31日以前(登録制度時(旧法))から引き続いて事業をしている事業者の方は「平成5年11月1日」を記入して下さい。
E 事業所名・事業所の所在地	◆届出の事業場の名称と所在地を記入して下さい。 ◆届出の事業場の数が1の場合には、この欄に事業場名とその所在地を記入して下さい。※「事業場名」と「所在地」が届出者と同じ場合には、「届出者と同じ」としても差し支えありません。 ※東京都に所在する事業場が「従たる事業場」であり、その数が1の場合も含まれます。 ◆届出の事業場の数が2以上の場合は「下記のとおり」(別紙による場合は「別紙のとおり」等)と記入し、の「工場(事業場)別内訳」の欄、又は、別紙に事業場名とその所在地を記入して下さい。 ※2以上に該当する場合の例 ①「主たる事業場」が東京都に所在し、この他に「従たる事業場」が所在する。 (例 事業場A(主):東京都、事業場B(従):東京都又は他県) ②東京都に所在する事業場の数が2以上の場合(「従たる事業場」の数が2以上の場合を含む)。 (例 事業場A(主):他県、事業場B(従):東京都、事業場C(従):東京都)
F 登録商標又は経済産業大臣へ届け出た記号	◆「登録商標」又は「経済産業大臣に届け出ている記号」を記入して下さい。 ◆経済産業省のホームページに「経済産業大臣に届け出ている記号」が掲載されています。 http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/12_3-
G 特定計量器の種類	◆製造・修理を「行った」又は「行うことができる」特定計量器の種類を記入して下さい。修理実績がない場合でも種類を記入して下さい。 ◆特定計量器の種類は「資料3」の「特定計量器の種類」欄の名称を記入して下さい。 ◆複数の事業区分を同一の報告書で作成する場合は、事業区分毎に特定計量器の種類を記入する等の配慮をお願いします。 ◆法第53条第1項に規定する特定計量器(家庭用特定計量器)も含まれます。
H 製造個数・修理個数	◆「G 特定計量器の種類」別に届出している事業場で製造・修理した個数の合計を記入して下さい。 ※製造・修理実績がない場合には、製造・修理を行うことができる特定計量器の種類の製造・修理実績欄に「0」を記入して下さい。 ★製造個数 ※指定製造事業者として製造した数及び輸出用として製造した数を含めて下さい。 ※製造に相当する改造も製造個数に含めて下さい。 ★修理個数 ※施行規則第10条第1項の「軽微な修理」の実績は含めなくて下さい。 ※施行規則第11条第1項の「簡易修理」の実績は含めて下さい。 ※法第46条のただし書きによる修理(法第40条第1項の規定による届出に係る特定計量器の修理)は含めて下さい。(修理事業も届け出ている場合)
I 工場(事業場)別内訳(事業場を2以上有する場合)	◆事業場名称と所在地、製造及び修理個数を記入して下さい。主たる事業場には名称の後ろに「(主)」を記入して下さい。 ◆この用紙上に名称及び所在地が記入できない場合は、別紙に事業所名称と所在地、製造及び修理個数(種類別)を記入して下さい。(様式自由) ※製造・修理個数は「特定計量の種類別(丸数字)」に記入して下さい。(1種類の場合は丸数字の省略可)
J 製造事業者に関する問合せ先	◆この報告書や届出内容、立入検査をする際の連絡先、書面の送付先を記入して下さい。 ◆内容により問合せ先が異なる場合には別紙や欄外の記入でも差し支えありません。